

年金受取スタートプラン

ご利用 いただける方	①当行口座を特定の年金または手当の受取口座としてご指定いただいたお客さま ②当行所定のアンケートをご提出いただいたお客さま 上記①および②に該当するお客さま ※お申し込みは一名につき一度限りとさせていただきます。	
対象の年金/手当	国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保険手当 ※店頭にて各種証書、支払機関変更届等をご提示いただきます。	
取扱期間	2025年7月14日(月)～2026年5月29日(金)	
預入	形式	通帳式(総合口座通帳、定期預金通帳)で利払継続のみ
	種類	スーパー定期(預入金額が100万円以上300万円未満) スーパー定期300(預入金額が300万円以上1,000万円未満)
	期間	3か月のみ。なお、満期後は自動継続いたします。 ※自動継続後は、預入時点の種類の預金としてお預かりし、店頭表示金利を適用いたします。
	方法	一括預入となります。
	金額	10万円以上1,000万円以内 ※1,000万円の場合は、複数明細でのお預け入れとなります。
	単位	1円
払戻方法	満期日以降に一括払戻となります。	
利息	適用金利	初回金利 年3.00%
	利払頻度	満期利払…解約利息を支払います。
	付利単位	1円
	計算方法	単利計算。1年を365日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。
総合口座の取扱		
	貸越極度	担保定期の90%で最高限度200万円です。
	貸越利率	担保定期の約定利率に0.5%を加えた利率となります。
税制上の取扱	分離課税(税率20%)又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。	
中途解約の取扱	当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および預入日における普通預金の利率(少数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。	
満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。	
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。(ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。)	
金利情報の入手方法	店頭までお問い合わせください。	
当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	

(2025年7月現在)